

東弁2025人権第711号  
2026（令和8）年3月23日

府中刑務所  
所長 西岡 慎介 殿

東京弁護士会  
会長 鈴木 善和

人権救済申立事件について（警告・勧告）

当会は申立人A氏からの人権救済申立事件について、当会人権擁護委員会の調査の結果、貴殿に対し、下記のとおり警告及び勧告いたします。

記

第1 警告及び勧告の趣旨

- 1 申立人に対する用便許可を速やかに行わなかったことは、申立人の人権を侵害（憲法第13条）する行為であり、今後、被収容者が用便許可を求めたときは速やかに許可を行い、用便を妨害しないよう警告する。
- 2 被収容者を待合室ボックス内に放置することや一時待機場所としての目的以外に使用がなされないよう運用基準を設け、待合室ボックスの出入記録を付けるなどの人権侵害（憲法第13条、憲法第31条）を防止するための担保的仕組みを設けるよう勧告する。

第2 理由

1 認定した事実

(1) 当事者について

申立人は、工場及び待合室ボックス内において、用便申出を無視等されるなどして用便を妨害され、もって申立人の人権を侵害されたと主張するものである。

申立人は、平成31年2月13日に相手方に収容され、令和2年6月19日から同年8月12日まで24工場に所属していた。

申立人は、頻尿であり、令和2年9月4日、相手方医務部において泌尿器科の診察を受けており、その結果前立腺は大きくなく、残尿が多いことから、前立腺の緊張を除き尿道抵抗を改善する薬の処方がされて経過観察

となった。

(2) 待合室ボックスの用途と仕様について

待合室ボックスは、運用基準や設置根拠は存在しないところ、面会や注意指導等のために他所へ移動する際の一時的待機場所として使用されており、横1m、奥行き80cm、高さ180cmほどの大きさと、金網（網目は1cm角）が天井に張られている。内部に照明はなく腰掛けるための台が設置されている。

(3) 用便の許可について

相手方の被収容者に対する1日の用便の回数制限は定められておらず、工場での用便については用便の時間を定めており、休憩直近の就業時間内に一定のグループ（作業班等）分けをして行わせているが、作業中に我慢のできない場合については、工場就業者の挙手等の申出によって、都度職員が許可して用便を行わせている。

また、申立人は、尿意を頻繁に感じていたことから、申立人が頻回に用便に行っていたことが認められる。

(4) 待合室ボックスへの連行とその後の事情

申立人は、令和2年11月17日、相手方のいずれかの職員によって待合室ボックスに連行されたのち、相手方によって懲罰はされなかった。

(5) 申立人による本件人権救済申立て以前の事情

申立人は、本件人権救済申立てと同趣旨の告訴状を東京地方検察庁に対して提出したが嫌疑不十分によって不起訴処分となった。

## 2 権利侵害性

(1) 工場内における人権侵害について

申立人は、24工場において作業中、用便の申出をしたが、挙手の「無視」、用便の許可願いに「待て」、「ダメ」、「我慢しろ」と言われ用便を妨害されて、結果として失禁等をするに至ったと述べている。

しかるところ、申立人が24工場に申立人が主張する日付で作業をしていたこと、挙手等の申出によって都度職員が用便の許可をするという運用がなされていたこと、申立人は尿意を頻繁に感じていたため、刑務所内で申立人が頻回に用便に行っていたと認められることは前述（「第2第1項 認定した事実」）のとおりであるから、職員Aが申立人の用便について無視するなどして用便を制限したと認められるかについて検討する。

この点、被収容者が多数いる状況で、一定の手順で用便を許可するとの運用は許されるとしても、多くの被収容者が作業をする工場内で失禁することは被収容者に強い屈辱感を与えるものであってその許可は速やかにされるべきであり、無視等することで用便を妨害することは人権侵害

(憲法第13条)にあたるというべきである。

本件では、相手方は、申立人が主張する令和2年6月23日、同年7月16日、同年8月12日の作業場での交代担当職員による対応の有無・内容について照会するも、相手方は認否をまったく明らかにしないまま、嫌疑不十分により不起訴処分となったと東京地方検察庁の処分結果を回答するにとどまっている。

このように、相手方は申立人の主張を否定する態度も示さず、適切な対応を行ったことを示す資料も提出しない一方で、申立人は具体的に用便を無視等された際の状況を述べており、また頻尿であったということも併せ考えれば、頻繁に用便許可を申し出ていたという申立人が無視等されたこと、及びそれによって失禁するに至ったとの事実があったと認められる。

## (2) 待合室ボックスにおける人権侵害について

ア 申立人は待合室ボックスの呼び出しボタンを押したが職員がこれに対応しなかったために用便に行くことを妨害されこれにより人権侵害があったと主張する。この点について、そのような妨害行為による人権侵害があったとまでは認められないが、待合室ボックスの運用について以下のとおり人権侵害のおそれがあったと言える。

イ 待合室ボックスの仕様からすれば圧迫感があり、身体の自由に対する制限の度合いは大きく、長時間の収容が実際にされたならば尚のこと、長時間収容される危険や待合室ボックスが懲罰目的に使用される危険が認められる場合には、人権侵害のおそれがあるというべきである。

この点、待合室ボックスの設置根拠はおろかその運用基準が定められることなく待合室ボックスへの収容が行われている。

また、待合室ボックスに入れた時刻及び房に戻した時刻について照会したところ、具体的な回答がされなかったことからしても、入退室についての記録が保存されないか、そもそも記録もされていないことがうかがえる。相手方は在室確認をするようにして被収容者が長時間放置されることがないようにしていると回答しているが、入室の時刻が記録され確認できなければ長時間放置されているかどうかの確認もできず、長時間放置されるおそれがあるというべきである。

本件では、待合室ボックスに連行されたのちに懲罰をうけることはなく、指導調査等の内容については記録もなかったことが認められ、事後的にどのような目的で待合室ボックスに連行したかの確認もできない運用がされている。

ウ このように根拠法令等もなく、しかもその実態を確認・検証するだけの

記録も存在しない運用状況は、一時待機場所としての本来の用途を超えて長時間放置されることによる人権侵害のおそれ（憲法第13条、憲法第31条）、さらには、待合室ボックスがいわゆる隠れ懲罰等の不当な人権侵害の手段として利用される極めて高い危険性を孕んでおり、人権侵害のおそれ（憲法第13条、憲法第31条）があるといわざるを得ない。

### 第3 結論

以上のとおり、申立人の用便妨害による人権侵害（憲法第13条）があり、待合室ボックスの運用それ自体に人権侵害のおそれ（憲法第13条、憲法第31条）があるといえる。

よって、頭書のとおり警告及び勧告する。

以上